

平成27年第1回蓬田村議会定例会会議録（第2号）

開 会 平成27年 3月 5日

閉 会 平成27年 3月 9日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第2日（3月9日）

出席議員 7名

2番	藤田修一君	3番	森弘美君
4番	坂本豊君	5番	久慈省悟君
6番	青木倉元君	7番	山舘清剛君
8番	木村修君		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久慈修一君
教 育 長	吉崎博君
会 計 管 理 者	小松生佳君
総 務 課 長	坂本亮君
税 務 課 長	越田茂弘君
住 民 課 長	柿崎真人君
健 康 福 祉 課 長	佐井邦彦君
産 業 振 興 課 長	中川悟君
建 設 課 長	大川誠治君
教 育 課 長	坂本勝教君
農業委員会事務局長	川崎幸治君
代 表 監 査 委 員	武井昭夫君

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事務局 長	芳 賀 作 君
議会事務局 次長	佐 藤 一 仁 君

会議で定められた会議録署名議員の氏名

7 番	山 舘 清 剛 君
2 番	藤 田 修 一 君

議事日程（第2号）

第1	一般質問	5 番	久慈省悟	議員
第2	一般質問	4 番	坂本 豊	議員
第3	一般質問	2 番	藤田修一	議員

午前9時37分 開議

○議長（木村 修君） おはようございます。

ただいまの出席議員は7名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問 5番 久慈省悟 議員

○議長（木村 修君） 日程第1、一般質問を行います。

今回の一般質問の通告は3名です。通告順に従って一般質問を行います。

5番久慈省悟君の質問を許します。久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） 住民の皆さん、ご苦労さまでございます。それでは、始めます。

本日、私からは、2つほど質問がございます。

初めに、消防団の団員報酬をどのように考えているか。これは2つございますので、順次説明をしていきたいと思っております。

消防団員の皆さんは年間を通じ、出初め式を初めとし、春季火防で観閲式と、幾度となく朝早くから家を出て、各屯所で準備をし、火災発生サイレンの合図とともに出勤し、活動しております。何より、火災時には昼夜問わず、仕事時においても、遊んでいるときも、就寝についているときであっても、任務遂行のためにさまざまな場所で、さまざまな犠牲を余儀なくされております。

そこで、お聞きいたしますが、出勤手当並びに年間報酬はどのような金額で折り合いをつけるのかということでございますけれども、先日の予算委員会において承認されました。このことで金額はもうわかっていらっしゃるのですが、それでも本日、傍聴人の方もおりますので、あえてお聞きいたします。出勤手当並びに年間報酬はどのような金額で折り合いをつけるのかということですが、そのときに消防幹部の方々に説明をされたのか。また、要望は幹部の方からはなかったのか。答弁を求めます。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） まず、消防幹部の皆さんから要望があったのかということから説明させていただきます。

26年の当初から、ぜひともお願いしたいということでありました。私のほうとしましては、年度途中でありますので、27年4月1日からぜひとも上げたいものだというふうなことで考えております。

とりわけ、消防団におかれましては、村民の生命、財産、これらを水害、火災等から守るために日夜努力されているわけでありますので、その辺につきまして、先日の予算委員会でも答弁させていただきましたけれども、出動手当については「1,200円」から「1,600円」、団長でありますと「4万円」から「5万円」、一般の消防団員については「1万円」から「1万2,000円」ということで今般、予算計上させていただきました。これらについては、近隣の市町村を勘案して一応上げさせていただきましたので、以上であります。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） 今、数字のほうも公表していただきましたが、1,200円から1,600円は納得いかないかもしれないが、頑張っていたと思います。

しかしながら、年間報酬であれば、例えば外ヶ浜町を例に挙げさせていただきますが、上げる前は1万3,700円から2万円に隣町は上げたそうです。しかしながら、我が村では1万円から1万2,000円ということですので、隣町の改正前の金額にも至っていない、これでいいのか。本当に消防団員が朝早くから、雨の日も、雪の日も活動していらっしゃるのに、心の底から、総務課長並びに村長の方はそのように考えているのか。この1万2,000円という数字は根底から、衷心より頭が下がるという思いの中ではじき出されたものか、私は疑問に思いました。非常時において、先日、各課長の出勤があるとのことだが、その際の手当は何割増しに、数字にあらわせばどのくらいでしょうか。比較する自体、性質が違うものかもしれませんが、消防活動に心から敬意を払うものであれば、納得のいく金額にさせていただきたいと思います。昨日、予算委員会で承認されてしまった以上、修正動議をかけるわけにもいきませんし、今のところは委員会に敬意を表し、承認いたしますけれども、今後、またそういう年報酬を考える機会がないのか、お伺いいたします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 年報酬を今後考える必要があるかどうかということでございますけれども、平内町は2年前に言われたそうでございますが、我々よりも若干下目の部分も、下がっている部分もあります。また、今別町は我々と同時に同じ金額で定める予定でございます。お話のあった外ヶ浜町については、突出していると私は思っています。これら4町村が足並みをそろえるということは、財政的な問題でもありますし、待遇の改善の問題でもございますので、高いところに軒並み皆さんが合わせるかどうかという

のについては、これはちょっと今のところ不透明でございますので、もし報酬の改定の話があれば、これは改定していかなければいけないというふうに思っている次第でございます。以上です。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） 村長の答弁の中で、東郡町村の例が挙げられましたけれども、私は外ヶ浜町の例を挙げましたけれども、外ヶ浜町は1万3,700円から2万円ということですが、そこまで上げなくとも、ただ隣町の改正前の金額に達していなかったというのが非常に残念でなりません。団員だから申し上げているのではなく、本当に団員の方々は朝早くから、さまざまな本当に犠牲を払っております。皆さんが休んで遊んでいる中でも、団員として各屯所に集合し、そしてあのよう観閲式でも一生懸命練習をしたり、本当に皆さんがもし職員の立場であのような練習をし、また休みの日でも、きょうは消防団の活動があると思えば遊びに行けないわけですね。その辺のところを十分考えて、今後、このような話し合いがなされたときに、少なくとも1万2,000円から二、三千円のアップを望みたいと思います。

それでは、②の質問に入ります。昨年6月に消防団員の処遇改善を求める私の一般質問がございましたが、団員の集合拠点となる各屯所の環境衛生の保全に努める必要があると思います。

そこで質問いたしますが、トイレのコンクリート升にひびが入っているのか、便槽に水がたまって、おります。各分団のトイレを水洗化にという設備改善を要求いたしますが、どのように考えていますか。答弁を求めます。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 今のところ、計画の中では水洗化ということは考えてございません。各屯所におかれまして、工事中でありましようけれども、コンクリートにひびが入っている分団があるということですが、これは冬期間の間に雪が大分圧雪した関係上、便槽等をつないでいる塩ビの臭気筒のあたりにすき間ができて水が入り込み、

になったというふうなことだろうと思います。いずれにしても、早目に補修等の改善はしていくつもりでありますので、まずその辺はご理解いただきたいと思います。

あわせて、こういう箇所、トイレのみならず、外壁、あるいは屋根等、定期的に傷んでいる分団がありましたら、補修もしていくことについては十分やっていきたいというふうに考えてございます。以上であります。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） 今は各家庭においてもリフォームするときは必ずトイレも直します。また、人の集う公民館も水洗化しております。団員の集合拠点となる各屯所のトイレの水洗化は必要です。また、建築業の皆さんにも小さな仕事かもしれませんが、提供することができます。団員に喜ばれ、仕事人にも喜ばれる、そのように全体に目配りをするのが行政の仕事の1つでもあると思います。村長の答弁を求めるとともに、今後、団員の皆さんが快く団員活動を続けられるよう、そしてまた環境のよい、衛生の整った屯所にしていただきたい。村長の握る予算を少しでも消防の設備投資のほうにも向けていただきたいと思いますが、ご答弁を求めます。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 将来的には、やはりこれは公共施設ということで、水洗化というものが当然図られていかなければならないというふうに思います。ただ、やはりこういう防災コミュニティセンターという建築をしたわけですが、各地区にそれをそろえたわけでございますけれども、当時の時点からいくと、既に水洗化されてもおかしくないような時代であったように私は思います。安く、あるいはその補助基準に入っていなかったというような問題があって、そういうふうのため込み式という形になったのかもしれませんが、やはりこれは時代の流れからいきまして、水性化はしていかなければならないものだというふうには考えておりますので、今後計画的、要するに長期総合計画ないし、そういった計画の中で検討を進めて整備してまいりたいというふうに思います。以上です。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） 村長から長期総合計画の中に徐々にという、簡単にしゃべればご答弁でございます。1年に全ての屯所の水洗化は無理かもしれません。しかし、1年に2つずつというふうなことを考えれば、4年あれば8自治会の屯所は全て水洗化されます。そのような計画の中で進めていただきたいと思います。

それでは、2番目の質問に入ります。

職員採用についてです。現業職員を採用したと聞いております。運転手等現業職員は委託の方向で国は示しているが、どのように考えているかということでございますが、国では給与制度の総合的見直し等の中に技能労務関係職員の給与のあり方という項目がございます。そして、次に業務委託というより、行政職（2）、つまり現業のことです

ね。現業職員の削減が一層進められることが必要とあります。これは日本津々浦々、各地方自治体において財源が厳しくなっているということ、そしてまたその財源が、財源というより本体を身軽にしていきたいという国の狙いがあると思います。ですから、必要で入れる職員に関しては、これは入れるべきです。しかしながら、やはり今後の蓬田村の人口減少とかさまざまな財源のあり方とか、そういうのを分別した場合、やはり現業職はできるだけ求めず、民間に開放するよう求めますが、村長のお考えをお聞かせ願います。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 総務課長の私から。蓬田村の行政改革大綱については、平成25年から29年まで計画を立てているわけですがけれども、この中で事務事業の見直し等を行ってきたところであります。議員おっしゃるとおり、給与並びに業務の見直しを行ってきているわけですがけれども、民間委託等の関係については、やっぱり推進するというふうなことを項目に挙げてございます。特に施設等の管理については民間に、民間活力を生かすということで推進していきたいというふうに考えているところでございます。

現業職員、とりわけ運転手等の関係でございますけれども、小さいお子さんからお年寄りまで、直接住民の生活の安全安心にかかわるものでありますので、できるだけ直接かかわるものについては直営堅持で進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） 公務員であれば、今の説明でいけば、事故が起きたらいけないのというふうな感じで受け取るわけですがけれども、公務員の運転手であれば事故が起きないという保証はございません。また、民間に開放し、民間の方々だと事故が起きるといってもまた言えないわけです。観光バスではないので、お金を取ってお客さんを乗せるというわけではないので、誰が運転しても、きちんとそういう教育を施せば防げるわけです。もっともっと将来の財源確保、またこの村が人口の減少というのはやむを得ない、どこの自治体もそうですけれども、そういうふうになっていくのもわかっております。ですから、できるだけそういう職員等に対しては採用をしないような、将来に向けて責任を持つという、そのくらいの気持ちでかじ取りに携わっていただきたい、このように私は考えますけれども、総務課長並びに村長でも構いません、その辺についてご答弁をお伺いいたします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） この現業の採用、あるいは現業堅持かどうかというのは以前からずっと問題化されてきたものでございます。確かに人口減少云々という、そういう時代になってきましたけれども、行政が小さくなれば小さくなるほど人口減少が進んでいるというふうに、私は常にそれを気にかけています。行政というのは、自分たちが基本的にやるべきものは、やはり行政が担うべきだという考え方に立ちます。それによって、やはりその地域の振興を図って、やはり人口減少を食い止めたり、いろいろな政策をする必要があるかというふうに思います。そのためには、やっぱり将来において責任を持ってということでございますので、あらゆる点において民間委託が正しいという方向性は私自身見出していません。前から現業堅持ということは行われてきたわけで、行政改革の計画におきましても、運転手に関してはそういうふうに進めています。私の考えとしては、やはりただ単に民間委託が全て正しいということではないというふうに結論づけていますので、そのように理解、お願いします。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） 確かに何でもかんでも民間委託すればいいというわけではありません。行政が担っていかなければならない、そういう仕事はあくまで職員がやっていくべきだと私もそう思います。しかしながら、手放してもきちんと確保される部分については、本体を身軽にしていき、先々のやってくるそういう時代のことも踏まえて財源をきちんと確保していかなければならないので、そういうふうなこともこれからは念頭に置いて進めていただきたいと思います。終わります。

○議長（木村 修君） これで、5番久慈省悟君の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前 9時42分 休憩

午前10時00分 再開

○議長（木村 修君） 休憩を取り消し、会議を再開します。

日程第2 一般質問 4番 坂本 豊議員

○議長（木村 修君） 日程第2、4番坂本 豊君の質問を許します。坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 日本共産党の坂本 豊です。

まず最初に、除雪について質問をいたします。

村では雪が1メートルを超えますと豪雪対策本部を立ち上げますが、このとき、ひとり暮らしや高齢者の方の家の除雪の援助をする体制というのはどのようになっているのか、まず質問をいたします。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 豪雪対策本部であります。目安として1メートルを基準にしてございます。その後、今後また雪による災害等がこれから起きそうだという場合については、即座にこの1メートルを超えた時点で、村長を本部長とする十五、六名の対策本部を立ち上げまして、まず生活道路、あるいは通学路の除排雪による道路の確保、あるいは高齢者の災害時における要支援対策、除雪の支援、あるいは農作物によります低温情報等を把握しまして農業施設災害が起きないように啓蒙を図るというように、それらの具体的対策をやっていくというふうなことにしております。

とりわけ、ひとり暮らしや高齢者の除排雪についてでありますけれども、今までは、今年度におきますと、二、三軒、村のほうで一応屋根等の雪の排雪をいたしました。この間はたまたま少ないということでもありますけれども、去年から各自治会さんから、高齢者やひとり暮らし、あるいは障害者等の除雪の支援の関係であります。支援の基準を明確に定めていただきたいというようなことで、実はお叱りを受けたところでございます。私のほうとしましても、1月に入りましてから支援に関する基準を設けまして、自治会さんのほうにご提示しましたけれども、どうも私のほうの支援基準がなかなかちょっと曖昧、曖昧といいますか、なかなか難しい面があるというようなことを言われておるところでございます。

今後、ことし27年の冬期間における除雪の関係もありますので、それらに間に合うように要綱等を作成しながら、きちっとした形で住民の皆さん、とりわけ自治会さんについてはきちんと説明させていただきたいと思っております。あわせて、自治会さんを通して十分な除排雪ができるように今後とも考えていきたいと思っております。以上であります。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 今、答弁ありましたけれども、やっぱり自治会のほうではかなり困惑をしているという話があるわけです。役場職員の自治会に対する除雪の援助の話では、文書がなくて、ただ口頭での説明で終わっているという話でありました。自治会長の皆さんが一旦地区に帰って、役員を集めて指示する段階においても適切な文書等が、

そしてマニュアル等がないために、説明するにおいて聞いてきた話を説明しなければならぬので大変だという話です。それで、今総務課長が答弁したように、そういうきちんとした文書要領を、自治会長の皆さんが役員に的確に指示できるようにしてほしいということでもあります。ことしは雪の季節がもう終わります。来年までにかけて十分時間がありますので、きめ細かな、自治会に対してスムーズに、雪が降った場合に的確に、すぐに対応とれるようにしていただきたいというふうに思いますが、それはいつごろマニュアルをつくるつもりでありますか。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） まず、連合自治会の会議が一応6月、あるいは10月か11月、年2回、今年度はあるということでもありますので、それまでには一応、11月の連合自治会の行政懇談会あたりには、きちんとした形で明示したいというふうに考えています。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） わかりました。11月までにはぜひやっていただきたいと思います。

②のところではありますが、各自治会が融雪溝、または流雪溝への電気代の援助というのが3分の1というふうになっておりますが、これに対しては金額の上限は一応10万円という話がありますが、上限は10万円という話をしたのでしょうか。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） 上限は設けておりません。以上であります。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 課長がないというふうに答弁いたしましたけれども、当時、最初は10万円を上限に3分の1の助成をするという説明をしていたというふうに言っております。ですから、その話を聞いて、どうしても30万円を超えないような電気料金にするということで、ある地区ではその対策として、融雪溝を、水を節約するために2人も人員を配置して電気料の上限を上がらないように努めていたというふうでありました。ところが、一旦補助金が支払い段階になったら、10万円を超えて15万円とか、支払われている地区もあったという話であって、これは一体何なんだということになったそうであります。せっかく電気料を抑えている地区にとっては不公平であるということでもあります。そして、なぜ10万円を超えて支払いしたのかと言いましたら、それは予算が余ったからやったという、そういう話だったので、なおさら怒りが出てきたという話であります。もし、ここで上限を設けていないのであれば、幾ら電気代を使っても、垂れ流しを

しても、それは3分の1、きちんと助成するということになるのでしょうか。予算が足りなければ補正を組んでもそれに対応するという意味なののでしょうか。

もう一つは、節約するという、そういう電気代を3分の1といっても大変ですけども、そういう上限を設けないことによって管理が不行き届きになり、垂れ流しになるということも考えられますので、ここははっきりさせていただきたいと思います。答弁をお願いします。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） 当時の話というのは、いつの時期の話か、私はちょっとわからないわけですけども、24年の4月から蓬田村融雪施設管理運営費補助金の交付要綱、これが定められておまして、そのときの要綱を今話しますけれども、補助金の額は補助対象経費の実支出額の合計額の3分の1以内の額で、交付事業の期間は、各自治会、5年間をもって終了というのが記載されております。あと、水の垂れ流しとか、使い方については、やっぱり各管理委員会ありますので、そちらのほうでまず、何ていうか、何年かやってきていましたので、垂れ流しというのは管理委員会の方で、時間とかを決めて、設定してもらって、やっぱり雪の融雪、道路、歩道の確保ということでやってもらえたらということをお願いします。以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 上限を設けていないということになれば、当然そういう心配も出てくるわけですが、それは村が、水の使い方、電気の使い方はしないでくださいというただお願いになってしまうわけです。ですから、きちっとしたマニュアルをつけて、規制するところは規制していかないとだめだというふうに考えます。このことは、もうあと質問はいたしません。そういうことをお願いします。

あと、3番目に入りますね。除雪に従事している作業員が現在7名で、除雪機械も7台ありますけれども、路線が年々延びているために人員と機械をふやす必要があるのではないかと。住民の皆さんに不便をかけないようにするには、作業は朝の活動前に終える必要があるわけです。来年度はホタテの残渣施設も完成し、路線もまた一段と延びることになるわけですが、これに対しての答弁を求めます。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） 現在、除雪路線は郷沢幹線農道、よもつと団地内など、新たに延長がふえてきております。また、現在保有している除雪ドーザーも二十数年経過し

たものもあり、老朽化が激しく、故障等も多くなってきており、除雪作業に支障を来たすおそれがあります。冬期間の生活道路、通学路等を確保するため、効率的で迅速な除雪を実施し、地域住民のニーズに応えるため、村では平成28年度に国の交付金事業により除雪ドーザーの導入を計画しております。以上であります。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 再質問いたしますけれども、古くなった機械と新しい機械を交換するというだけで、人数も今現在7名から8名にするとか、機械を8台にするとか、そういう考えはないのか。

もう1点は、これは除雪作業員が言っているわけですが、どうしても一定の期限、月額で支給していると思いますけれども、最初入った人が次の年にはやりたくないということでやめる作業員がいるわけです。その方の話を聞くと、やっぱり仕事がきついということと、あとは条件が違うと、話が違うと、そういう話もありました。具体的にいいますと、夜の12時から出ても8時に作業が終わって、その後、またすぐにどここの路線の除排雪をしてほしいということになっても残業手当も出ないと、そういう形で不安が出ているわけです。そして、来年はやりたくないという人の声も聞きました。そういうことも含めて、やっぱり人員をふやすべきであるというふうに私は考えるわけですね。これは余りふやすと村民会費、反問来そうな話ではありますけれども、その点について、もう一度伺いをいたします。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） 今計画している除雪ドーザーの内容として、老朽化による更新1台、路線増による新規1台、2台を考えております。そうなりますと、1人当りの作業距離、作業時間等が緩和されることが期待できるのではないかと考えております。以上であります。（「人員は」の声あり）今の、更新1台で新規1台ですので、8台になり、8名の除雪隊員です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） わかりました。じゃ、機械が8台で人員も8名にするということでもよろしいのですね。（「今は過渡期だということですよ」の声あり）はい、わかりました。

次に、4番目の除雪機械を入れる車庫建設について伺いをいたします。

何回も質問している話ですけれども、これは財政的には大変なのはわかるわけですが、

今課長が答弁したように、機械がどんどんふえますと、やはりそれを入れる車庫がどうしても必要になるわけですが、国の補助事業が使えるのかも含め、答弁をお願いします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） この問題につきましては、議員おっしゃるとおり、過去に何回も質問されて、その答弁は前向きに検討ということで答弁してきたところでございます。

しかし、議員のご質問の中にあるとおり、施設の老朽化、あるいは重機が全て入らない、そしてまた除雪延長がふえてきて、除雪機械の台数をふやさなければいけないというような状況を考えますと、やはりこれは新築するしか方向性はないというふうに考えています。

しかし、既に何度も申し上げているように、建設場所の選定、それから財源の問題、補助事業があるのか、ないのか、あるいはどのぐらいの補助率なのか、あるいは起債を借りられるのか、それからほかの事業との優先順位、これらを考えたときに、すぐに着手できるというふうな状況にはないというふうに思っています。一応、一番問題なのは、建設場所の選定でありましょうということでございまして、これが先に決まるのであれば、事業として事業スケジュールをつくりながらこれは進めることができるだろうと思っております。以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 作業員に聞きましたら、除雪ドーザーの無線機アンテナが盗難に遭ったという話をしていました。車庫に入れていないために盗まれたという話であります。やはり車庫に入れておかないと、安全性のこともありますので、早急に建設が必要かと思えます。村長の答弁ですと、いつ、どのようになるのか、わからないわけですが、まずその建設場所については、いつごろ、どのようなことで決めていくのか。村長、それから関係課長たちは実際、頭の中でどの場所を選んでいるのか、もしその辺、考えているのであれば答弁をお願いします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 建設場所についての適地という観点からいきますと、やはり現在発生している騒音問題、これが発生しないようにすること、これが第一の条件です。次が交通、要するに道路、冬場でもきちんと除雪されて、常に除雪されて、降ってもそこに入れる場所、それらがやっぱり一番重要な部分であろうというふうに考えますと、実際は国道の付近ということになりますが、旧280号線の中では、その適地はなかなか

いと。そうすれば、やはり田んぼや農地以外の土地で最も使いやすい場所という、どうしても郷沢周辺になるのかなというふうには考えています。

ただ、郷沢の土地利用の問題が1つございますのは、やはりああいうふうに関護施設が点在させられてしまいますと、それなりに非常に立地する場所が難しいというので、当面、その辺の図面を見ながら建てるかどうかというのを検討しておりますが、もしその場所でいいかどうかということが庁内で決まった場合は、その周辺の方々にもやっぱり一番先に協力を願わなければいけない。ですので、まだ具体的にどこどこというふうには言えませんけれども、私は幾ら考えても郷沢周辺だろうというふうにはしか言えませんので、よろしくをお願いします。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） いつまでたっても場所が決まらなると、のりくらりというふうになってしまいます。ことしじゅうには場所を選定する、そういう方向でいけるかどうか、最後にお聞きいたします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） ことしじゅうに選定するかどうかという問題、確かにやろうと思えばできないことではないでしょうね。しかし、事土地の選定なり、あるいは周辺住民の、例えば郷沢地区の皆さんを集めて説明するなり、そういったことの作業を進めていくことによって、その場所の決定がなされるわけでありまして、私が今、単純に言いましたのは、建設課長とも話はしているのですが、この辺が適地じゃないのかなという部分で今、話ししていますので、ことしじゅうにそれを決められるというふうには私は確約はできません。ただ、その辺について住民の皆さんと十分話をして、ことしじゅうに決めるというふうにはならないかと思いますが、努力していきます。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 課長が述べたように、新規でまた1台ドーザーを入れるということになれば、なおさら車庫が狭くて対応できないということで、もうせっぱ詰まっている段階に置かれていますので、今までのようにのりくらりと先延ばしすることなく、迅速に再優先の課題として取り組んでいただきたいと思います。

次に、2番目の道路の買収に関して質問をいたします。

1つ目は、中学校の国道から通る拡幅の計画、どのようになっているのか。この計画は、実際、継続しているのか、断念をしているのか、答弁を求めたいと思います。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） 今言われたこの道路は村道511号線、国道280号線から西側の踏切まで、延長、約80メートルの道路でありまして、約30年前に津軽海峡線工事に伴い、踏切の拡幅工事に合わせ道路拡幅計画があり、踏切側、約35メートルについては工事を実施しました。しかし、国道側、約45メートルについては、家屋の補償金額、買収価格等で折り合いがつかず断念した経緯があります。その後、今からまた20年くらい前にも再度、計画があったようですが、前回同様、買収価格等に対する相違があり、実現に至っていないのが現状でありまして、現在、この道路の拡幅計画はありません。よって、用地買収についても現段階ではまずないということをお願いします。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 村長に伺いたいのですが、あの道路をあのままにして、ずっと永久に狭いまま、不便なままにしていっていいというふうに考えているのか。その辺、答弁をお願いします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 住民生活という点を考えますと、道路の整備というのはそれぞれやらなければいけないことであります。郷沢地区のそのこの道路だけの問題ではありません。各地区において、除雪に対しての問題、あるいは冬期間の緊急車両の通行の問題、これらについてはやっぱり点検すべきものだというふうに私は思っております。

さて、今の中学校線の問題につきましては、必要ではあります、地権者等の交渉の結果、なかなか決まらないということであれば、これ、我々、いわゆる収用法の対象になる事業でもございませんし、やはり地道に説得して何回か交渉を重ねるしかないでありますというのが私の結論です。必要かどうかというのに対しては、必要なので多分質問もなされているし、我々も交渉してきたということだと思っておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 村長は、今、就任して1年半くらいですか、なりますけれども、この問題については直接地権者と交渉したとか、する意思とか、そういうものはあるのでしょうか。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） する必要性というか、例えば直接私が地権者と担当を介さないで

そのまま話しするという事は、まずありません。やはり事務的にきちっと積み上げた結果で村長と会って話をしたいということになれば、私はいつでも応じますし、また積極的に、いや、売ってもいいよという可能性があるのであれば、私のほうでは常に交渉する気持ちはあります。以上です。（「わかりました」の声あり）

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 次に、②の郷沢の同じ浜田140の46、この土地について質問をいたしたいと思います。

この住宅への道路というのは私有地になっていますけれども、ここを村で買収して道路として整備できないのか、質問をいたします。この場所は蓬田村の商工会の南側の場所に当たります。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） 今おっしゃられた道路は、商工会の南側、国道280号線から東側へまず約60メートル、そこから南、浅虫の方角へ30メートルの個人所有の土地を道路の敷地として利用させていただいております。今のところ、道路計画はありませんが、今後、自治会等からの村道の要望等があれば、調査をしていきたいというふうに考えております。以上であります。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） この場所は道路としては使用しておりますけれども、登記上は私有地になっているため、地権者が、既存の道路として使っているところはそのまま使用权もあるため、とめないんでしょうけれども、南側の地点においては道路を封鎖するという事も可能なわけで、そうなりますと、冬、除雪する場合、南側からの除雪車がとまってしまっ行って行きどまりになってしまうということもあって非常に不便なわけです。ここで地権者の方も、ぜひ村で買ってもらえば、売却をして整備してもらえるのであれば応じたいという話も私、聞いておりますので、あそこは非常に都合が、ぐるっと国道から一周できるようになっていますので、村が道路として購入して整備できれば非常に付近の住民の皆さんも便利になりますので、その辺、もう一度、可能かどうか含めて答弁、お願いいたします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 先ほども答弁で言いましたけれども、やはり住民生活にとって欠かせない道路ということ、これは本当に緊急性の問題から、生活基盤の問題から、それ

らを考えれば整備していかなければならない。ただ、今議員がおっしゃったような個人有地でございますけれども、応じた、応じてもいいよというようなお話だということであれば、私どもも早急にここを自治会の皆さんとも話しして、そういう対応を進めさせていただきたいというふうには思います。

ただ、先ほどの前の道路の問題と同じで、用地単価だとか、あるいはその買収条件だとか、それらのものもまたいろいろ交渉しなければいけない部分もございますので、その辺がありますので、簡単にそこの道路をつくりますとは言えないわけで、まず交渉させていただくということになりますので、よろしくお願いします。（「はい、わかりました」の声あり）

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 次に、3番目に入ります。米農家支援についてです。

米づくり農家は、去年の米の価格が大幅に下がり、経営が大変苦しくなっています。農村からは村の助成を求める声が多数寄せられています。村の基幹産業として米づくりは村の援助が必要だと思います。村の対応は、まるで自助努力すべきで、経営ができないのであれば農業をやめればよいというような姿勢に感じられます。私は何度も言いましたけれども、北海道の佐呂間町のホタテ産業に町が多額の援助をしたおかげで、あの町はホタテで生活できるようになったと。今でもその恩を忘れずにいるという話をしてきました。そして、年の暮れには、その恩返しに全世帯にホタテ10キロを漁協がプレゼントをしているということでありました。

蓬田村で、ことし米の作付を断念した農家が2軒ありまして、その話を聞きました。このままでは借金がふえてしまうために、やらない道を選んだそうです。機械も購入したばかりだと言います。ことしの6月までに国によるナラシの金があるので、それで十分という説明でした。村の対応はどのようになっているのかという疑問であります。ナラシは1俵600円から700円、保険に入っていた人には2,000円が来るという説明でありました。農林水産予算を見ましても、村の対策費がほとんどないわけです。これについて村の姿勢について答弁をお願いをいたします。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中川 悟君） 村では、米価下落の支援として既に農業水稻共済の農薬分の助成として1,000万円ほどの助成をしております。さらに、国では農家支援のため、平成26年度予算において27年度産米の生産コストを低減する取り組みを使って生産

することにした場合、収穫前のことし5月ごろに助成金の支払いをする稲作農業体質強化緊急対策を実施しております。また、26年産米の米価下落に対しては、収入減少緩和対策（通称）ナラシ対策に加入されている方はナラシ対策から、加入されていない方はナラシ移行のための円滑化対策から平成27年6月ごろに収入補填が行われることが予想されております。これらのことから、村では現在のところ、新たな助成は考えておりません。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 再質問ですけれども、外ヶ浜町では昨年、直接支払いで10アール当たり4,000円の支給をしたという話を聞いております。それは外ヶ浜町では水田面積も少ない。そして、我が村よりも人口規模も予算も多いということから多くなっているところが、蓬田村でこういう施策が必要でないかと思うわけですが、金額が少なければ予算は、こういう支払いというのはできるのかどうか、お聞きいたします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 村の農業に対する補助制度のあり方という問題であろうかと、私はそう理解しています。外ヶ浜町は余り面積も多くない、その中で4,000円、金額で見ても800万円か900万円という単位だったというふうに私は思っています。我が村も結局農業に、米に対してそういう対策を講ずるとなれば、やはり直接支払いというのが一番効果的だろうと思います。

しかし、うちのほうは外ヶ浜町の倍以上、五百五、六十ヘクタールということを考えれば、毎年2,000万円とか3,000万円のそういう直接支払いをするというのは財政的には不可能だということがはっきりしています。やはり、そういう米の価格に合わせてそういう補助政策というのを考えていくべきであろうというのが私の見解であります。

また、やっぱり県内の市町村、これらが全く対応していない時期に私たちが独自にやっけて進めていくということは、その他の市町村に与える影響というのもかなり大きいわけでありまして、やはり町村会なりそういった形での協議というのも経ていかなければ決定できないものでしょうというふうには思っています。以上でございます。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 気になることが2点ありました。村独自の対策、突出していれば他の町村に影響を与えるという話ではありますが、外ヶ浜町が行った直接支払い金は、もう既に他の町村に影響を与えているわけです。ですから、隣の町村のを気にかける必要

が私はないと思います。

また、毎年2,000万円ほどの援助をする、こういうことは不可能だと言いましたけれども、毎年やってほしいと言っているわけではないので、今農家の皆さんが非常にやる気、意欲をなくしている、それに対して村が一時的に励ます意味で対応してほしいと言っているわけです。毎年価格補償を国並みにやってほしいと言っているわけではないんですね。その辺、誤解をしていると思います。

また、2,000万円、3,000万円を毎年やったら村が倒れると言いましたけれども、これは何も農家だけでなく、いろいろなところに、このくらいのお金を一企業に対して支出をしているという点から見ても、この答弁は納得いかないわけですね。

それから、繰り返しになりますけれども、村は何の対策もしないと農家は失望しているわけです。上から目線の冷たい行政には腹が立つということでもあります。村には金がないのですか。幾ら基金をため込んでいるんですか。このことの答弁をお願いします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） やっぱり農業政策なら農業政策の範囲内で私どもが常に考えているわけでありまして、例えば他の一企業に対する支出、それらも全てじゃ不要なのかといいますと、そうはならない。確かに、何の対策もしていないとおっしゃられるかもしれませんが、やはり昨年のような価格補償という形の中では、当面1,000万円で何とか基本的にやって、その後、政府のそういう補償というものを見ていこうということで1,000万円という形で国庫補助に対して直接支払いしたということでもありますので、今後もそういう価格が下落するというようなことがあれば、当然我々は考えていかなければならないわけで、最初から、例えば2,000円、4,000円という額でやってどうだという考え方は私はしないほうがいいだろうというふうに思います。以上です。（「基金は幾らあるんですか」の声あり）」

○議長（木村 修君） 村長、今の基金は幾らぐらいありますかって質問あります。

○村長（久慈修一君） 先日の議会の冒頭で配られました監査の報告では、財政調整基金が4億8,900万円、公共用施設整備基金が6億5,000万円ということで、約11億円であります。以上でございます。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 4番目のマルシェの自動ドアのことについてお聞きいたします。

マルシェは、ご存じのように、ドアが自動ではないです。知らないお客さんは戸惑っ

て立っているということがあるわけですが、最近のほとんどの店は、コンビニは別なんですけれども、自動ドアが主流になっていて、皆さんも自動ドアに相当なれています。これを自動ドアに改修すべきと思いますけれども、これについて答弁をお願いします。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中川 悟君） 昨年12月の物産館マルシェを管理しています、よもぎたアシスト株式会社との打ち合わせの中でも、夏場、虫が入るなどの衛生面上のことや商品の品質管理上のことで現状の施設における問題点が提起されております。その中で自動ドアの設置の必要性や店内のレイアウトの変更なども出されておりました。現在、そのために必要な予算等、レイアウト等の検討をよもぎたアシスト株式会社のほうで検討しており、結論を早期に村に提出していただくようにしております。以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 自動ドアに変更するには予算というのは幾らくらいかかるのか。もう1点は、これはマルシェもやはりバイパス沿いの交通量の多い場所に将来、移転しないと無理なのではないかという危惧もあるわけですが、その2点についてお答え願います。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中川 悟君） 予算につきましては、今、答弁いたしましたとおり、レイアウトと全体のものを含めて現在検討していただいておりますので、まだ予算については出ておりません。

あと、バイパスへの移転ということでもありますけれども、現在、その点についても計画はありません。以上です。（「以上で私の質問は終わります。ありがとうございました」の声あり）

○議長（木村 修君） これで、4番坂本 豊君の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前10時42分 休憩

午前10時47分 再開

○議長（木村 修君） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

日程第3 一般質問 2番 藤田修一議員

○議長（木村 修君） 日程第3、2番藤田修一君の質問を許します。藤田修一君。

○2番（藤田修一君） おはようございます。きょうは、4点について質問いたします。

まず最初に、農業の振興策についてということで質問いたします。

26年産の米価が急落したと先ほど坂本議員からも質問ありましたけれども、これによって農業生産額はどれくらい減少したのかということをお聞きいたします。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中川 悟君） 平成26年産米の米価下落による生産額の減少分ということで、「まっしぐら」の概算金を基準として主食用米の作付面積から試算いたしました。試算では、約1億6,000万円の減となっております。また、26年度は米の直接支払い交付金が10アール当たり「1万5,000円」から「7,500円」に減額となっておりますので、その分、約4,000万円程度の減額となっており、合わせて2億円の収入減となっております。以上です。

○議長（木村 修君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） ただいまの説明で米の価格の下落によるものの減少が1億6,000万円と。そのほか補助金が半額になったというふうなことで、さらに4,000万円、合わせて2億円ぐらいの減収になるのではないかというふうな説明がございました。大変な額でございます。大体村内のナマコの生産額が2億円ぐらいというふうな数字で聞いておりますけれども、それに匹敵するぐらいの農家の収入が減ったというふうなことだというふうに思います。

それでは、今、主食用の米の作付面積、それから備蓄米、それから飼料米含めた転作の面積はそれぞれどれくらいになっているのか、お聞きいたします。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中川 悟君） 平成26年度の作付実績で、主食用米の作付が559ヘクタール、飼料米、備蓄米の米の転作が88ヘクタール、ソバなどのその他の転作が295ヘクタール、自己保全などが84ヘクタール、合計で1,026ヘクタールとなっております。以上です。

○議長（木村 修君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 今、米の作付している面積が559ヘクタール、その他転作が約450ヘクタールぐらいというふうなことでもございました。収入率とすれば4割以上の転作になっているわけでもございます。そうすれば、村内の水田の面積がおおよそ1,100ヘクター

ルというふうな数字が今、出されましたけれども、かなりの生産額が減少、先ほども言ったように米の下落分だけで2億円ぐらいというふうなことです。価格の下落と補助金の削減というふうなことで2億円ぐらいの減収になっているわけですが、そのほかに、これが全部、昔みたいに米がつくられているというふうに仮定した場合には、さらにその倍ぐらいの減収というふうなことが考えられると思います。そうした農業生産額の減少を我が村ではいかにしてそれを補っていくのかというふうなことを役場ではどういうふう考えているのか、お聞きいたします。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中川 悟君） 平成26年産米の米価下落に対しては、先ほども言いましたとおり、ナラシ対策やナラシ移行のための円滑化対策から平成27年の6月ごろに加入者に収入補填が行われることが予想されております。また、27年産米については、稲作農業体質強化緊急対策において生産コストを低減する取り組みをしていただいて、助成を受けていただきたいと考えております。以上です。

○議長（木村 修君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 今、課長から、さらにことはナラシ対策と、それから今の施設の二次的な、26年度予算で非常に急なやつでしたけれども、補助事業が、安い米をつくるように努力すれば幾らかのお金が入るよというふうなことがありましたけれども、私も検討してみましたけれども、非常に額も少ないし、そのためにする苦労が非常に多いんじゃないかなと。よって、それに申し込んでいる村内の人が非常に少ないように私は感じております。私は、前の一般質問でも行いましたけれども、米ばかりに頼っているんであれば、じり貧であるというふうに思われます。この際、以前によくなったトマトを定着させたように何らかの手を打たないと、とてもじゃないが農家を続けていけないうと。米に偏った農業生産だけでは、とてもじゃないが生き残っていけないというふうには私は思います。米以外の生産額をいかに上げるかということが私は大事だと思いますけれども、村ではどのように考えているか、お聞きいたします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 昨年の12月議会においても、ここの部分は答弁したところでございますけれども、全くおっしゃるとおりでございます。米が政府のそういう補助制度をだんだん小さくし、さらに価格が市場によって下がっていくということではございまして、これを村が直接支払いで例えばやったとしても、それは将来的には余り効果のな

いことであろうと。と申しますのは、米全体がまさに沈んでいっているわけですので、農家を続ける、要するに農業の経営のあり方ということを考えれば、転作のあり方、ソバから別なもの、高収入の得られるもの、例えばトマトがもう既に満杯のような状況でございますけれども、トマトのような作物に転換していかなければ農業は生きられないということははっきりしていると思います。

したがいまして、私はやっぱり農業経営の対策というものを、ことしじゅうに早期に農業者の皆さん、農業団体の皆さん、あるいは議会の皆さん、これらとお話をしながらビジョンをつくっていかなければ、これはどうもならないなという気がしています。

議会冒頭で施政方針も述べさせていただきましたけれども、やはり農業の第一次産業のあり方というのは、何しろ市場経済に乗せられてしまったという部分がございますので、相当経営学的に成り立つ方向で検討を加えるべきものだと。特に藤田議員が12月議会でおっしゃったタマネギの栽培とか、そういったものについては、やっぱり実証実験、1反歩当たり何ぼ収入が得られるのかというようなことを確認しながら進めなければいけないということで、ちょっと時期的な問題も出てきます。苗の問題だとかさまざまあります。ですけれども、ことしじゅうに何とかその辺の道筋、ビジョンだけはつくりたいな、実証実験もことしやれるものは、ことしから、来年からやれるものは来年、これを試してみたいというふうに思っています。以上でございます。

○議長（木村 修君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 今、村長から非常に前向きな答弁があったように私は感じております。ぜひとも、我々村内の一番大きな産業である農業をいかに伸ばしていくかというふうなことを役場が音頭を取って進めていっていただきたいというふうに思います。

それでは、2つ目の質問に入ります。村が出資している企業についてでございます。蓬田紳装、それからアシスト、2つの会社のことを言っているわけですが、まず1つ目、蓬田紳装の経営状態はどういうふうに判断しているか、村長にお伺いいたします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 蓬田紳装の、一応第三セクターということで、社長ということになってございます。常勤ではないものですから、非常に難しい運営を迫られていることは確かでございます。その中で経営状況をどのように判断するかということでございますので、平成27年1月、ことしの1月に開催されました蓬田村公社等点検評価委員会と

いうものがございまして、そこでこのように評価した資料が出されております。これに基づきましてお話ししたいと思います。

この内容は、平成26年3月期の決算の状況から、その前の年度との比較をして出されているものであります。すなわち、平成25年3月期の財務諸表と比べているものであります。

26年の3月期の状況を見ますと、財務状況を示す財務指標というものがございまして。それらについて15項目、例えば、簡単に言いますと、売上高経常利益率はどうなったか、売上高に対して利益率はどうなったかという、これらの率を15項目にわたって比較しているわけですが、平成26年3月期の比較では、前年度ないしは前前年度よりも15項目のうち11項目が改善されているというふうに報告、報告というか、分析されております。したがって、財務状況は特にいいというわけではございませんけれども、良、いいほうだというふうに判断しております。

ただ、もう一つ、2点目として、この経営分析のほうから出てこない部分がございます。それは人事管理面での改善という面であります。平成26年4月、昨年4月に組織上の問題として、今までは課長、班長級がグループという形で一くくりになっておりました。しかし、それではものづくりの現場、要するに洋服をつくる現場におきましては生産性というのがなかなか見えてこない。それを管理するのは非常に難しいグループ制だということでございまして、昔の、昔というか、従来の部長、課長、班長制に戻してもらいました。成果に対する責任というのが、この制度に変えることによってはっきりするわけございまして、目標を達成させたいという、例えば1日当たり200着なら200着というその平均を達成させたいという形でこの制度を使ったわけであります。しかしながら、このことがなかなかうまく機能しない。要するに、従業員間のいろいろな思惑があったり、考え方があって、いろいろなトラブルが発生しているのが事実でございます。財務状況は改善されましたが、やはり労務管理、人事管理、こういった面で、まだ問題が残っているというのが私の判断でございます。以上でございます。

○議長（木村 修君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 今、村長からもありましたように、財務的には非常によくなっているように思われると。私も紳装に関係している人間の1人としてそのように思っております。売り上げが8億円強と。従業員の数が230名近いと。三十数名ですか。それくらいの従業員がいるわけですけれども、しかし、先ほど村長のお話にも若干出てきたと

思いますけれども、何か従業員間の不協和音といいますか、不満、非常に私の耳にも入るようになりました。これほどの多くの人を束ねるのは非常勤である村長は、とてもじゃないができるものじゃないと。二百数十名を束ねるとするのは非常に難しいと私も思います。いかに、常勤でいる専務さん、常務さん、それから工場長さん、その他の幹部社員の人たちに一生懸命頑張ってもらって何とか楽しい職場であってほしいと私は思うわけでございますけれども、その辺について、従業員の方々が楽しく仕事ができるようというふうなことで、そして売り上げも減らさないというふうな方策が、何か考えていることがありましたらお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 現在、今おっしゃった従業員間の不協和音ということで、途中から採用した人とか、あるいは内部昇進、これらについてやはりどうしても不協和音が出てくると。

それから、私は、部長、課長、班長、そういった者のリーダーとしての、要するに現場を管理する者としての姿勢がまだまだ定着していない。要するに、従業員間も管理職も同じ立場で楽しく仕事をするという、そういった体質であろうかと思えます。確かに、仕事を楽しくやるのはいいのでございますけれども、端的に言えば、納期おくれでありますとか、あるいは品質に問題があるとか、そういったことが出てきますと会社全体の信用の問題になります。ですので、ここはやはり部長、課長、班長さん方に、もっとしっかりと自分たちがやる仕事の責任ということを感じてもらいたい。人として、あるいは会社のリーダーとして、ここをきちっと締めてもらいたいというふうにと思っています。昨年も二度ぐらいリーダー研修をしましたがけれども、まだまだこれはきちっとやらなければならない部分だというふうに思いまして、今年度もこれらの管理職に対して十分に勉強していただくというふうに考えております。以上でございます。

○議長（木村 修君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 非常に大変だと思いますけれども、何とか頑張って、この蓬田村で8億円水揚げがあるというふうな会社を順調に育てていってもらいたいというふうに思います。

それでは、2つ目に入ります。同じように、株式会社アシストの経営状態はどういうふうに判断しているか、お聞きいたします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） アシストについても蓬田紳装と同様に公社等点検評価書なるものが出されております。これも平成27年の1月に行われたものでございます。

これによりますと、やっぱり2つの点から問題が見えてきます。まず1点目は、紳装と同様に経営上の財務分析ということでございます。決算の数字から見ますと、先ほど申しあげました同じような財務指標というのを比べてみますと、前期、去年よりは15項目のうち12項目が改善されているように報告はされております。

しかしながら、内容的に見ますと、赤字が既に解消いたしましたのが、960万円、これが平成25年度期で既に赤字になっていたということがございました。それがあったものですから、資金繰りがうまくいかなくて、1月になるとキャッシュがなくなって油代も払えないというような状況が発生したものであります。

しかし、それらを指定管理料の増額という形でとりあえずは回転させたのが今年の、平成26年の1月期でございます。したがって、財務指標がよくなったといいますが、結局はそういう繰入金金をふやしたことによって指標がよくなっただけでありまして、本来の業務であります入浴料金、それからマルシェの販売収入、これらは減少しているであります。今後、これらの財務上の分析を見まして、指定管理料の再算定というのは中身をきちんと区分けして、本当に企業努力しなければいけない部分、要するに収入を増加させるにはどうしたらいいかということを考えなければならないものだというのが私の財務分析の結果であります。

それから、2点目は組織及び経営執行体体質に関してであります。

指定管理者として施設を管理するという基本的な姿勢で指定管理者制度を平成16年に導入しています。しかしながら、その後、国道280号バイパスの開通、あるいは他店舗との競合関係が大変大きく変わりました。したがって、単なる施設管理体制というものから、やはり事業経営管理体制に移行しなければならないという時期に入りました。

点検評価委員会の審査でも、るるそのところ、もっと事業を活発化して経営環境を整えたいという指摘を受けているわけでありまして、これを受けまして平成25年度からコンサルタントによる経営分析を委託しております。

平成26年度に2回にわたり、その結果が報告されたわけでありまして、それに基づきまして今年の10月に中期経営改善計画を策定したところでございます。その実行を迫るのに少し人員が不足だということでございますので、このコンサルタントから経営陣に社外取締役として1名、入っていただきました。現在、この計画を進めているところ

でございます。ただ、この経営改善計画をスタートしたと申しましても、やはりすぐに売り上げ、入浴料金が上がるという性格のものではございません。今期、平成27年3月31日の決算の状況を踏まえて、さらにこの計画を見直して、もっと実効性のあるものにしていかなければいけないというふうに考えています。

それから、もう一つは、さきの質問者にもございましたが、失礼、マルシェの国道への移転ということも考えざるをえないのかどうか、ここが一番大きな問題でございます。ただ、民業圧迫、要するに民間がやっている業務まで圧迫するような状況では非常に難しい。そのあり方というのは相当検討を要するものだと思っております。以上でございます。

○議長（木村 修君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 今、非常に厳しい内容の答弁がございました。私がちょっと見ましても、指定管理料が主なるアシストの収入なわけですけれども、平成26年では、まだ終わっていませんけれども、2,962万円ぐらいの指定管理料が入るわけです。これは先ほど1月に積み増した960万円というものも含めてでございます。それで赤字がゼロになるというふうなお話でございましたけれども、ことしの予算を見ますと、カントリーパーク、ふれあいセンター、それからマルシェ、海の情報館、この4つを含めまして1,970万円ほどの指定管理料が村からアシストに行くわけです。そして、メーンの入浴料収入というのは、平成24年度では1,960万円、25年度では1,970万円、26年の資料は私、まだ持っていませんけれども、恐らくそんなには落ちていないだろうなというふうに思います。そしてまた、先ほど、これはマルシェを含めたものでございますけれども、販売収入、これは24年度では450万円、25年度では370万円、恐らく26年度は大幅にこれが落ちるものと私は感じております。どう見ても、ことしも1,000万円ぐらいのお金は足りないと私は思いますけれども、村長並びに担当課長のお話を聞きたいというふうに思います。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） おっしゃるとおりでありまして、12月補正で960万円赤字、積み上がっている赤字の分を補填させていただきました。当然、決算上赤字でございますので、その分は既に補填されていて、現在、お金が残っているのが400万円弱であります。400万円弱ということは、960万円を、既に赤字なものですから、その分をもう赤字部分に補填してしまったためであります。現在、私も資料もいただいておりますけれども、

毎月、大体70万円程度の赤字が出てくるという状況であります。アシスト全体であります。したがって、今現在400万円弱あったとしても、12月末の決算内容でございますので、1、2、3というところと三七、二十一、210万円程度の赤字部分が出てきますので、現在残っている400万円弱、380万円ぐらいだったと思いますが、それも多分100万円台で決算が終わるのではないかとというのが現在の見込みであります。

それに対しまして、できる限り営業活動、事業活動を活発化せよということで、常勤の者に対して一応話はしているのですが、何しろお客様商売ということで、なかなか伸ばせないというのが実情であります。

できれば、いろいろな方策を並べました。中期管理計画では並べました。並べたものを一つ一つ進めていきたいものだというふうには思っていますが、何とか今よりも少しでもよくなるような、そういう方向で進めさせていただくということで現在頑張っているところでございます。ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（木村 修君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 先ほども言ったように、販売収入が落ちるだろうと。そして、指定管理料が1,900万円ほど入りますけれども、人件費、それから燃料費で大体かかる経費は年間5,000万円ぐらいになるんじゃないかなと私は推計いたします。どうしても1,000万円ぐらいの食い違いが出てくるというふうな案件でございますので、この販売業というのは一旦落ち込んでしまったものを立て直すというのは、新しくつくるよりも難しいと思うのがこの業界の常識だそうでございますので、非常に難しい問題に取り組んでいるというのが実態だと思います。今後も頑張って何とかその赤字の幅を、赤字をなくするよということとは言いませんけれども、なるべく小さくするように頑張っていたきたいというふうに思います。

次に入ります。3つ目に、介護保険についてでございます。

介護保険料を値上げをしたいというふうなことで先般、説明を受けました。その内容について詳しくお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（木村 修君） 住民課長。

○住民課長（柿崎真人君） 今年度は第6期介護保険事業の計画策定の年度となっておりますので、平成27年度から平成29年度までの3年間の保険料を算定しなければならないことに伴って、過去の介護サービス費の実績と今後を推計いたしまして保険料を算定したところでございます。その結果、保険料の基準額に当たる部分を6,300円と

算定したものでございます。

なお、各所得に応じた段階は、第5期介護計画では1段階から6段階でしたけれども、第6期計画では1段階から9段階に変更となっております。以上です。

○議長（木村 修君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 非常に介護保険というのは難しい問題だなと。今では予算額を見ましても健康保険に次ぐような特別会計を持っているわけで、始まってから10年ぐらいで、もう既に4億円ぐらいの予算を組まなければならないというふうな状態でございますけれども、高齢化社会と言われる中で非常に問題があるというふうに思います。

6,300円に値上げしたいというふうなことでございますけれども、基準も、ただこの金額が変わったというだけでなく、この段階も1から6のものを1から9にするというふうなことで、非常に細かい操作がなされているようでございます。

私も高齢者と言われる年代になりましたけれども、ぜひともこの介護保険、使わないで済むものならば使いたくないなというふうに思っております。

逆に、せっかく納めているんだから使わなければ損だというふうな考えもあるようでございますけれども、そういうときが出てこないように頑張っていたきたいというふうに思います。

それで、もう一つは、先ほども言いましたように、高齢者が年々ふえていると。私の周りを見ましても、あそこの家でも、あそこの家でもというふうなことで、もう隣近所、何人もお世話になっているというふうなことでございます。村内には現在、特養を含めまして4カ所の施設がありますけれども、果たしてその数は、全部の村内の人が利用しているわけじゃありませんけれども、村内の人でも青森市にお世話になったり、今別にお世話になったりしている人があります。その中で4カ所の施設で足りているのかというふうなことが懸念されるわけですが、実態はどうなのかということをお聞きいたします。

○議長（木村 修君） 住民課長。

○住民課長（柿崎真人君） 現在、本村には特別養護老人ホーム、1施設、グループホームが3施設ございます。グループホームは3施設、54床中11床が現在、2月末現在ですけれども、11床があきの状態です。また、特別養護老人ホーム、全部で60床あるんですけれども、これは満杯であります。なおかつ、入所希望者、いわゆる待機者が約10名ほどおります。11床のあきと約10名の待機者という現状では、なかなか難しいんですけれ

ども、現在、施設が足りない状態ではないと判断しております。

○議長（木村 修君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 今、担当課長から特養については60床のうち全部満杯だと、それで入りたいという人が10名ほどいると、待っているというふうなお話でございました。また、反対に、グループホームは54床ありますけれども、11床があいていると。トータルでは、単純にトータルするのは変ですけれども、11床あいているところと10人が待ちというふうなことであれば大体数的には足りているんじゃないかというふうな答弁がございましたけれども、今後ますます、残念ながら介護施設に入りたいという人が多くなると私は思っております。村内の人が不便を感じないように、いつも調査をしていただいて、不便のかからないように頑張っていたきたいというふうに思います。

それでは、次の問題に入ります。よもっと団地の設計についてということでございます。この中で1つ、おわびしたいと思います。流し台等にさびが出ているというふうなことで私は聞いたわけですけれども、よく精査しないで、入居している人の話をただ聞いたまま質問したわけですけれども、よく調べてみました。ところが、これは私の調査不足でして、誰でも掃除しなければさびが上がると。たまたまその人は余り管理が行き届いていなかったというふうに判断しております。器具は非常にいいものを使っているみたいでしたので、これは私が精査しないで質問したというふうなことで、おわび申し上げます。

それでは、質問に入ります。よもっと団地は冬の間の積雪期ということを余り考慮しないで設計されているんじゃないかと。非常に除雪がしにくいと。段差があり、アスファルト舗装のところと砂利のところがあり、下手に除雪機を使ったりして砂利を飛ばしますと隣の家の窓ガラスを壊したりするような状況にあります。この辺ももう少し、一線に並べるとか、そして除雪しやすいような体制、それから段差などもなるべく少なくした設計にしたらいんじゃないかなというふうに思いますけれども、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） よもっと団地は、平成22年度に用地取得、調査設計を進め、平成23年度から用地の造成並びに住宅を建設してきております。23年度に15戸を始め、26年度までに住宅33戸、集会場1棟を建設してきております。残り17戸についても早期に建設する必要があるものと考えております。17戸のうち15戸が冬期の風の通り道の北

西側に今後建設されます。その完成後に風の向きや量、雪の積もり方等、調査確認をして対策を考えたいと思います。

また、現段階では設計内容を見直す予定はありませんけれども、今後、その段差等を含めて、設計業者なりにどのようにしたらいいのかということ協議していきたいというふうに考えております。以上であります。

○議長（木村 修君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 今、当面は、設計は考え直すというふうなことはないというふうなことでございましたけれども、私から言わせれば、もう何棟か建てることになっているわけで、今までできたものについては、これは設計を直すということは非常に難しいものだと思いますけれども、今後のものについては、いち早く手をかけて、不便を感じないように、また役場の除雪の方々も除雪のしやすいような体制をつくらないと非常に困った問題だなというふうに思います。特に、よもっと団地は高齢者の方が入っているところが多いわけで、自分で除雪できない人もあります。なるべく役場の除雪機が入って、入居者が必要最低限の除雪で済むような設計をしていかなければならないものだというふうに思いますけれども、もう一度お聞きします。この除雪に関して、除雪をしやすいような設計をするべきじゃないかなと思いますけれども、もう一度、考えをお聞きいたします。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） 当初は雪のことも考えて当然設計がなされてきたと思いますが、そのような段差の解消等があれば、設計業者と別に打ち合わせをしたいと考えております。それでできるものはやっぱりできるし、まずその辺、ちょっと設計業者のほうと確認させていただきたいというふうに考えます。

○議長（木村 修君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） よろしく配慮をお願いいたします。

それから、もう一つですけれども、これも設計上のことですけれども、今、住宅建物の外部には水道がない。例えば、花壇に水をやったり、それから車を洗ったりするようなものがないわけです。どうしても洗いたい人は自分の流し台のところにホースを引いて、窓をあけてホースを引いて使っているというのが実態でございます。非常に不便を感じます。これを外に1つずつ水道の蛇口をつけていただければ入居者が助かるんじゃないかなというふうなことでございます。そんなに難しい工事じゃないというふうに私、

思いますけれども、やることはできないか、お知らせ下さい。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） ただいまの水道のお話ですけれども、設計では外部水道の設置は見えていないわけです。また、東青管内の長屋タイプの団地でも設置されていないということが実情のようです。しかし、今後、団地内に自治会等を組織され、設置してほしい等の要望があった場合には調査をさせていただくということにしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（木村 修君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） ほかの町村でも公営住宅には外部の水道がないというふうなことでございましたけれども、案外うちのほうでやれば、ほかでもつけるようになるかもしれません。それによって多大なる工事費がふえるとか、そういうことであればいろいろ問題がありますけれども、少しのことで便利になるのであれば、どんどんやっていってもらいたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（木村 修君） これで、2番藤田修一君の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

午前11時33分 散会

上記会議の経過は、事務局長芳賀 作が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成27年 月 日

蓬田村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員